

(仮訳)

日本と国連薬物・犯罪事務所の戦略的協力 －共同行動計画－

日本国政府（以下、日本）と国連薬物・犯罪事務所（以下、UNODC）は、違法薬物対策、犯罪防止・刑事司法改革及びテロ・暴力的過激主義対策において長く協力を行ってきた。また日本は、UNODC活動への支援において中心的役割を担う主要拠出国である。UNODCは、違法薬物、犯罪やテロとの戦いにおけるグローバルなリーダーであり続け、日本とUNODCは、協力を今後一層強化することにおいて、利益を共有している。

日本とUNODCの第1回戦略政策対話は、2013年6月2日、横浜において、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の機会に行われた。両者は、戦略的協力のための地域、分野等を特定し、本共同行動計画を策定した。両者は、毎年、東京またはウィーンにおいて（交互に）ハイレベルで戦略政策対話を行うことに合意した。日本とUNODCは、持続可能な開発のためのアジェンダ2030、とりわけゴール16の達成におけるUNODCの重要な役割及びフィールドにより重きを置く国連の改革努力を認識しつつ、直近に行われた戦略政策対話の機会に本行動計画の実施の進捗をレビューし、以下の改定を行った。

1. 地域協力

（1）アジア

イラク及びシリアにおけるISIL支配領域は解放されたものの、外国人テロ戦闘員（FTF）の母国への帰還や第三国への移動により、テロ及び暴力的過激主義の脅威はアジアを含め世界中に拡散している。このような状況に鑑み、日本とUNODCは、適切な法的訴追や矯正を含む帰還FTF及びその家族への対策を講じるとともに、人々、特に若者や女性が暴力的過激主義に感化されない社会環境を醸成することの重要性を認識する。また、テロ資金供与対策、海上安全保障、国境警備の強化、サイバー犯罪対策、法執行・刑事司法能力の改善、刑務所の過剰収容対策及び違法薬物問題対策、並びに女性、若者及び平和と安全の促進における彼らの役割のエンパワーメントを通じて協力を強化する。両者は、暴力的過激主義の影響を受けている地域における平和的な移行プロセスを支援

するに際し、治安上の問題への対処及びコミュニティに根ざしたアプローチの推進が重要であると認識する。

両者は、連結性強化に関連するリスクに対処し、アジア諸国が域内の統合と貿易の拡大から利益を享受できるよう、その重要な方法として、アジア、特にASEAN地域における国境警備の推進において引き続き協力する。

両者はまた、人身取引に対して脆弱である女性及び子女の保護措置を強化することの重要性を認識する。

（２）アフガニスタンと近隣諸国を含む中東・北アフリカ

これら地域におけるテロ攻撃の頻発を踏まえ、日本とUNODCは、法執行・刑事司法の改善、腐敗対策、国境管理の強化、テロ対策能力構築の促進、テロ資金供与対策を通じて、地域における平和と安全のために引き続き協力する。両者は、組織的な薬物の不正取引網の収益及びマネーロンダリングが、引き続き危機的な水準にあり、国際社会においてかつてない不安定化をもたらしているという認識を共有した。

両者は、FTFの訴追に役立ちうる紛争地域からの電磁的及び物的証拠の収集能力向上のための緊急のニーズに留意する。また、両者は、ISILに関係した子供及び若者のリハビリや彼らが置かれている状況を改善することを通じた、暴力的過激主義の再活性化対策の必要性も認識する。

両者は、アフガニスタンにおけるけし栽培の著しい増加を懸念し、薬物対策のための措置が、同国の持続的かつ自立した発展のために不可欠であるとの見解を共有する。日本とUNODCは、これらの脅威に対処するため、バランスのとれた包括的かつ持続可能な方法、すなわち、エビデンスに基づく政策及び戦略の形成のために行われた傾向分析や調査に裏付けられた手法であって、とりわけ、法執行・刑事司法能力（科学捜査を含む）の強化、薬物の需要削減、コミュニティの強靱性の強化、及び代替作物開発の促進につき、協力を継続する。この点において、アフガニスタン及び中央アジアの国家警察の能力強化に関する日本、UNODC及びロシアによる共同実践パートナーシップは、2019年に第6フェーズに入り、2012年の三者間での協力開始以降、195人もの麻薬対策官がロシア内務省ドモジェドボ研修センターで研修を受けた。この協力の成功に基づき、日本とUNODCは、ロシアと連携しつつアフガニスタンの薬物対策能力を一層強化すべく、アフガニスタンにおける麻薬犬訓練センターの設置に向けた協力を推進する。

（３）アフリカ

日本とUNODCは、アフリカにおけるテロ及び暴力的過激主義対策の取組

を継続する。両者は、違法な取引の予防を含む国境管理の強化、法執行・刑事司法能力の強化、テロ資金供与対策、海上安全の確保等の協力の促進に注力する。

日本は、2013年6月のTICADV及び2016年8月のTICADV IへのUNODCの参加を評価し、2019年8月28日から30日に横浜で行われるTICAD7への参加を歓迎する。また、日本は、UNODCがTICAD7において実施を計画している公式サイドイベントを歓迎し、前向きな変革を促進し、アフリカ大陸レベル、特にアフリカの角地域において増大する連結性及び統合に関連した治安上のリスクに対処するというUNODCの潜在的な役割を認識する。

2. 協力の優先分野

(1) テロ及び暴力的過激主義対策

日本とUNODCは、日本人1名を含む250名以上の犠牲者が発生した2019年4月のスリランカでのテロ事件を強く非難し、あらゆる形態のテロ及び暴力的過激主義との闘いにおける協力を継続する決意を表明する。両者は、出身国への帰還時や戦闘地域を出た後の第三国への入国時等のFTFによる脅威を深く懸念し、地域横断的な結びつきや、特に、中東、アフリカ及びアジアにおける能力強化支援の重要性を認識する。また、両者は、近年大きな脅威となっている、いわゆるソフトターゲットを狙ったテロや、テロ・暴力的過激主義目的のインターネットの悪用の問題についても認識を共有する。両者はまた、テロはテロのみで存在するのではなく、薬物や石油、文化財、武器の違法取引を含む様々な形態の組織犯罪と関連性を有することもあるとの見解を共有する。この観点から、日本は、(1)安保理決議第2396号を含む関連する安保理決議の完全な履行、(2)国際刑事司法・法執行における協力強化、(3)海上安全の強化、(4)不正な資金の流れを含むテロ資金供与対策、(5)帰還FTF及びその家族対策(法的訴追のための能力構築や、脱過激化・リハビリ・社会再統合等を含む)(6)刑務所における暴力的過激主義の管理及び対応を通じて加盟国のテロ及び暴力的過激主義のための取組を支援するUNODCの役割を認識する。日本はまた、G7伊勢志摩サミットにおいてエンドースされた「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に合致する形で能力構築を支援するUNODCの役割を認識する。UNODCは、日本の強化されたコミットメント及びいくつかの地域にまたがるUNODCのテロ対策プロジェクトへの支援額の著しい増額について認識するとともに、現地がおかれた現状を改善することを目的

とした、総合的な支援を通じて、テロ対策及び暴力的過激主義対策の統合されたアプローチに一層コミットする。日本は、UNODCとの協力が2020年の東京オリンピック・パラリンピック協議大会の安全確保にも資することを認識する。

（２）薬物及びその他物品の取引

日本とUNODCは、グローバル早期警戒システム、グローバルSMART（合成薬物モニタリング：分析、報告、傾向）プログラム及び薬物及び前駆物質の違法取引に対する戦略及び対処能力を構築するためのその他の関連プログラムを通じて、薬物の違法な製造、分配、販売、使用についての関連情報を共有することにより、また、NPS規制等に係る日本の知見や日本の薬物乱用情勢をUNODCに共有することを通じて、アンフェタミン型覚せい剤（ATS）、新精神活性物質（NPS）等を含めた違法薬物のグローバルな取引対策のために協力する。

両者は、国際的な薬物統制に係る条約が国際的な薬物統制の要であることを再確認し、2009年の第52会期麻薬委員会（CND）での政治宣言と行動計画、2016年の国連薬物問題特別総会（UNGASS）の成果及び2019年の第62会期CNDの閣僚級宣言のフォローアップにおいて世界の薬部乱用問題に対応するための協力を続ける。

日本とUNODCはまた、大量破壊兵器の拡散関連物品の違法取引対策において協力し、加盟国による関連の安保理決議の完全な履行を支援する。

また両者は、違法薬物やその他の物品の取引対策のため、コンテナ・コントロール・プログラム、空港コミュニケーション・プロジェクト（AIRCOP）、グローバル海上犯罪プログラムや東南アジアにおける国境リエゾン・プログラム等、陸空海の国境管理能力強化に注力したUNODCのイニシアティブ下での協力を更に検討する。

（３）人身取引

日本が人身取引議定書の締約国となったことを受け、日本とUNODCは、人身取引の脅威に取り組むために国々の知見及び能力を強化し、世界全体の人身取引対策能力向上のため、引き続き協力する。その協力には、人身取引の問題に直面している国々への技術協力の実施、その調整、及び支援の継続などが含まれる。

（４）サイバー犯罪

日本とUNODCは、特に、サイバー空間における機密情報や仮想通貨等の窃

取を目的とした犯罪の増加への懸念を共有する。日本は、開発途上国に対するサイバー犯罪分野での技術協力支援におけるUNODCの役割を認識し、UNODCによるサイバー犯罪対策のためのグローバル・プログラム及び関連する、フィールドを基盤としたプロジェクトの成果に留意する。両者は、特に刑事司法能力が限られた国々へのサイバー犯罪対策支援の必要性を認識する。両者は、途上国のニーズや刑事司法能力の評価、技術協力の供与及び調整を促すための協力の手法を検討する。

（５）テロ及び腐敗を含む国際組織犯罪

UNODCは、日本が2017年に国連国際組織犯罪防止条約（UNTOC）及び国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国となったことを歓迎した。日本とUNODCは、両条約が果たす重要な役割を再確認するとともに、両条約の完全かつ効果的な実施の支援のための技術支援を促進すべく、テロ及び腐敗を含む国際組織犯罪と戦うために協力する。日本は2018年10月の第9回締約国会議におけるUNTOCレビューメカニズムの設置を歓迎する。日本とUNODCは、2020年までの準備段階において実務家にとって最も効果的で負担の少ないレビューメカニズムの設置に関し協力を継続する。日本とUNODCは、2019年6月のG20大阪サミットにおいてエンドースされた「G20大阪首脳宣言」、「効果的な公益通報者保護のためのG20ハイレベル原則」及び「インフラ開発の清廉性及び透明性に関するG20グッドプラクティス集」を考慮しつつ、G20腐敗対策作業部会における協力を継続する。日本とUNODCは、2019年12月のUNCAC第8回締約国会議が同条約の効果的な実施の確保、とりわけUNCAC実施レビューメカニズムの持続可能性及び効率性を確保するための重要な機会であることを認識した。両者は、同締約国会議に向けた準備及びそのフォローアップに関し協力する。

両者は、国際組織犯罪の防止及び撲滅のために、資金洗浄対策の実施においても引き続き協力する。

（６）海上安全

日本とUNODCは、スーロー・セレベス海における誘拐を含む、国境を越えた犯罪行為の継続に懸念を表明するとともに、海洋空間でのテロと、海賊・海上での武装強盗との間の相関関係に留意する。アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るインド太平洋地域の自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することは、この地域のいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらすものである。日本は、ルールに基づく海洋秩序及び航行の安全の重要性を強調する「自由で開かれたインド太平洋」を推進する。この観点から、両者は、グローバ

ルに沿岸国の海上法執行能力強化に向け協力する。

3. 他の協力分野

(1) 京都で2020年に開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議に向けた協力強化

日本とUNODCは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の促進」を全体テーマとし、京都で2020年に開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議の成功に向けて、相互の協力を加速させる。また両者はその際、世界中の人々の生活を改善すべく、京都 kongress での議論を具体的な行動に移すよう努める。日本とUNODCは、京都 kongress の全体テーマ、実質的な議題及びワークショップの議題と、ゴール16を始めとするSDGsとの相互関連性を再確認する。両者はまた、京都 kongress・ユースフォーラムの準備における協力関係を強化する。

(2) ジェンダーの主流化における協力強化

あらゆる活動においてジェンダー平等への配慮を主流化すると国連機関全体における強い指示の下、UNODCは、その成果の拡大にコミットしている。日本は、プログラムやプロジェクトにおけるジェンダーの視点の取り込みを始め、UNODCにおける体系的かつ効果的なジェンダー主流化を支持する。

(3) UNODCと日本の関係省庁との協力強化

日本外務省は、刑事司法の分野では法務省、薬物関連分野では厚生労働省、税関関連分野では財務省など、関係省庁とUNODCとの協力を促進するために、必要な調整を強化する。

(4) 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた協力・調整の強化

日本とUNODCは、国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関(PNI)としての国連アジア極東犯罪防止研修所(UNA FEI)が、能力構築及び技術支援の活動において果たす重要な役割に留意し、また、上記2に明記する分野を含む犯罪防止・刑事司法分野において、能力構築及び技術支援の活動の相乗効果を高める視点から、UNA FEIを通じた相互の協力及び連携を強化する。

(5) フィールド・レベルでのUNODCと日本の意思疎通の強化

日本とUNODCは、良好な連絡・調整を維持すべく、とりわけ日本国在外公館と関連するUNODCフィールド・オフィスとの間で、現場レベルでの情報共有を強化する。日本は、UNODCが継続する、戦略的方向性及び活動計画にかかるプログラムの一貫性を強化するという努力について、フィールドにおける協力を担保する重要な要素であるとして奨励する。

（６）邦人職員数の増加

UNODCは、UNODCにおける日本人職員増強について日本が関心を有していることを十分に認識している。日本とUNODCは、かかる関心に取り組むべく、国連事務局職員は国連総会が決定した規則に基づき、可能な限り地理的配分にしかるべき配慮をしつつ事務総長により任命されることを踏まえ、UNODC本部及びフィールド・オフィスのシニアレベルを含むポジションにふさわしい有能な日本人候補者をひきつけるようなアウトリーチに尽力するなど、実施可能かつ適切な対応策につき議論する。

（７）日本の拠出によるUNODCの活動のビジビリティとパブリシティの向上

日本とUNODCは、日本の拠出金によるプロジェクトのビジビリティ向上に協力する。UNODCは、実施プログラム内で十分なリソースが考慮される場合には、日本から拠出を受けたことを公表するためのあらゆる適当な措置をとるとともに、日本との間で効果的な連絡関係を維持することに努める。

（８）事業結果報告

UNODCは、プロジェクトの効果的な実施、効率的なモニタリング、及びプロジェクト完了日から６ヶ月以内に、事業に関する終了報告書及び会計報告書を提供することを通じて、日本の拠出によるプロジェクトの実施結果を伝達する努力を継続する。

（９）ガバナンス及び財政

日本とUNODCは、UNODCのガバナンス及び財政状況の改善について、すべての適切なレベルにおける適時の建設的な対話を通じ、また、UNODC行財政作業部会（FINGOV）を含むすべての適切な場を通じ、協力する。

日本とUNODCは、SDGsにおける調和・調整の強化を目指す国連開発システムの改革のために国連事務総長が進めている取組において連携していく。その際両者は、現地において持続可能なインパクト及び変化を達成するには、特にUNODCのフィールド・オフィスにおける効果的・効率的な活動の推進が重

要であると認識する。かかる観点から、日本は、フィールドにおける活動の戦略的計画の一層の強化、及び重点テーマ分野におけるUNODCのグローバルな専門性を向上・強化させること等により、戦略重点分野におけるフィールドのプレゼンス強化に向けて、UNODCの継続的な努力を歓迎し、奨励する。

日本とUNODCは、戦略的・プログラムの方向性が、活動の結果や効果を最大化し、日本・UNODCのパートナーシップを、UNODCがマンデートを持つ分野の発展のために効果的なパートナーシップを促進させる例とすることが必要であると認識する。

署名、横浜、2013年6月2日

改定に署名、2019年8月22日、ウィーン開催の第6回戦略政策対話にて

鈴木 哲
日本国外務省総合外交政策局長

ユーリ・フェードトフ
国連薬物・犯罪事務所事務局長